気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成29年４月10日

気象庁長官　橋田　俊彦

気象庁防災業務計画の修正について

一　修正の目的　平成28年12月の避難勧告等の名称変更等を反映する目的で、所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成29年３月30日

三　修正の要旨　避難勧告等の名称変更及び大地震後の地震活動の見通しや防災上の呼びかけ等に関する検討結果等を踏まえて、記述の修正を行った。

中国地方整備局公示

一級河川吉井川水系吉井川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成29年４月10日

中国地方整備局長　丸山　隆英

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

②小型船舶（金属製）　１隻

③小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山県赤磐市吉原

②岡山県赤磐市吉原

③岡山県和気郡和気町田原下

⑵　当該工作物を除却した日時

①平成29年２月１日午後２時

②平成29年２月１日午後３時

③平成29年２月１日午後３時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時

①平成29年２月１日午後４時

②平成29年２月１日午後４時

③平成29年２月１日午後４時

⑵　保管場所　赤磐市奥吉原

４　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

５　問い合わせ先

岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課

電話086―223―5193

国家試験

平成29年司法試験予備試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成29年司法試験予備試験の試験場について、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

司法試験委員会委員長　神田　秀樹

１　短答式試験（平成29年５月21日（日））

⑴	北海道	北海道文教大学（北海道恵庭市黄金中央５―196―１）
⑵	仙台市	仙台卸商センター　産業見本市会館　サンフェスタ（仙台市若林区卸町２―15―２）
⑶	東京都	早稲田大学早稲田キャンパス（東京都新宿区西早稲田１―６―１） 青山学院大学青山キャンパス（東京都渋谷区渋谷４―４―25）
⑷	名古屋市	愛知大学車道キャンパス（名古屋市東区筒井２―10―31）
⑸	兵庫県	関西学院大学西宮上ケ原キャンパス（兵庫県西宮市上ケ原一番町１―155）
⑹	広島市	広島大学東千田キャンパス（広島市中区東千田町１―１―89）
⑺	福岡市	福岡工業大学（福岡市東区和白東３―30―１）

２　論文式試験（平成29年７月16日（日）及び17日（月））

⑴	札幌市	札幌市産業振興センター（札幌市白石区東札幌５条１―１―１）
⑵	東京都	ＴＯＣ（東京都品川区西五反田７―22―17）
⑶	大阪市	マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋２―５）
⑷	福岡市	南近代ビル（福岡市博多区博多駅南４―２―10）

３　口述試験（平成29年10月28日（土）及び29日（日））

法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出２―１―16）

公　告

諸事項

工場財団

北九州市若松区大字安瀬64番地１ソーラーパワー北九州株式会社の工場財団に北九州市若松区大字安瀬64番192、64番193、68番、２番１若松太陽光発電所についての工場財団目録記載の変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年４月10日　福岡法務局八幡出張所

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社みんなのクレジット

２．本店所在地　東京都渋谷区道玄坂１―19―２スプラインビル６階

３．登録番号　関東財務局長（金商）第2905号

４．行政処分の年月日　平成29年３月30日

５．行政処分の内容　金融商品取引業のすべての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成29年３月30日から同年４月29日まで停止すること。

平成29年４月10日

関東財務局長　小野　尚

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年３月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　平山電機株式会社　平山　操　茨城県稲敷市結佐4416　国土交通大臣許可（般・特―25）第22882号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年１月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年３月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　白岩工業株式会社　白岩　正通　東京都中央区日本橋兜町12―１　国土交通大臣許可（般・特―24）第1273号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年２月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年３月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社飯泉工業　飯泉　政夫　東京都葛飾区東水元３―４―12―207　国土交通大臣許可（般・特―26）第25678号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年２月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。